

名古屋市会情報セキュリティ基本方針

(令和8年3月18日議会運営委員会決定)

1 目的

名古屋市会情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、名古屋市会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、名古屋市会議員（以下「議員」という。）が情報資産を利用するに当たり名古屋市会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

電子計算機等を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。

(2) 情報システム

電子計算機により継続的に情報を処理する仕組み（ネットワーク上のものを含む。）をいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報が、不必要な若しくは権限なき閲覧、第三者への不当な開示又は盗聴等により漏えいされないことをいう。

(5) 完全性

情報が、意図せず変更、改ざん又は損壊されないことにより、正確性を保つことをいう。

(6) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要なときにその情報を適切に利用できる状態であることをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断での持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、操作又は設定の誤り、メンテナンスの不備、内部又は外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 適用対象の範囲

基本方針の適用対象の範囲は、名古屋市会（名古屋市会が保有する情報資産を議員が利用する場合に限る。）とする。

なお、名古屋市情報セキュリティ基本方針の適用範囲に定められた行政機関については、名古屋市情報セキュリティ基本方針を適用し、基本方針は適用しない。

(2) 情報資産の範囲

基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 議員の遵守義務

議員は、基本方針等の情報セキュリティポリシーを十分理解し、遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

第3項に規定する脅威から情報資産を保護するために、次に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 組織体制の確立

名古屋市会の保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類及び管理

名古屋市会の保有する情報資産を、機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的情報保護対策

通信回線、パソコン等の管理について、物理的な対策を実施する。

(4) 人的情報保護対策

情報セキュリティに関し、情報資産の利用者が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を実施する。

(5) 技術的情報保護対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を実施する。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

基本方針の適正かつ円滑な運用に資するため、定期的に、又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

8 基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、基本方針の見直しが必要な場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要な場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、基本方針を見直す。

附 則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。